

初めて日本における代表者を定めた場合（日本において営業所を設置しない場合）

受付番号票貼付欄

外国会社の日本における代表者選任登記申請書

フリガナ ○○
1. 商号 ○○

【平成30年3月12日以降】商号のフリガナは、片仮名で、左に詰めて記載してください。
間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。
なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 本店 ○国○州○街○番地

1. 日本における代表者住所 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 日本における代表者選任

1. 日本における代表者選任に関する通知書到達年月日 平成○年○月○日

1. 登記すべき事項 別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み

登記すべき事項をオンラインにより提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金60,000円

(注) 1件につき6万円です。収入印紙又は領収証書で納付します。

(→収入印紙貼付台紙へ貼付)

1. 添付書類

本店の存在を認めるに足る書面 1通

(注) 申請書に記載された所在場所に本店が存在することを証する書面（定款、外国会社の本国の管轄官庁の証明書等）を添付します。

日本における代表者の資格を証する書面 1通

(注) 外国会社の日本における代表者が適法に選任されたことを証する書面（任命書又は契約書、

外国会社を代表する者の宣誓書等)を添付します。

定款又は外国会社の性質を識別するに足りる書面 ○通

(注) 定款だけで会社の性質・種類が識別できないときは、当該外国会社の業務方法書等も添付する必要があります。

公告方法についての定めを証する書面 ○通

(注) 公告方法の定めがない場合には、官報に掲載することをもって公告する方法として登記をすることとなり、この場合には添付書面は不要です。

上記書類の訳文 ○通

委任状 1 通

(注) 代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となります。

(注) 委任状、訳文及び外国会社の本国の管轄官庁の証明書を除く上記定款、任命書又は契約書等の書類は、外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲の認証を受けたものでなければなりません(日本における代表者が上記の事項を宣誓した宣誓供述書に本国の領事等が認証したものとその訳文を添付することでも差し支えありません。)

上記のとおり登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

契
印

○国○州○街○番地※1
申請人 ○○ (商号) ※2

※1~※4にはそれぞれ
※1→本店, ※2→商号,
※3→日本における代表者の住所,
※4→代理人の住所,
を記載してください。

○県○市○町○丁目○番○号※3
日本における代表者 ○○○○⑩

○県○市○町○丁目○番○号※4
上記代理人 ○○○○⑩

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ(この申請と同時に構いません。)登記所に印鑑を提出することとされていますので、日本における代表者の印鑑について、「印鑑届書」を提出する必要があります。この印鑑届書には、市町村長の作成した3か月以内の印鑑証明書を添付する必要があります。
なお、印鑑届書の用紙はお近くの法務局でお渡ししています(無料)。また、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)にも掲載していますので、御利用ください。

代理人が申請する場合に記載します。この場合、日本における代表者の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号
○○-○○○○-○○○○

法務局 支局 御中
出張所

(注) 日本における代表者の住所地を管轄する登記所に申請してください。

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（日本における代表者が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項をオンラインにより提供する場合の別紙の例
(登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「商号」 ○○
「本店」 ○国○州○街○番地
「公告をする方法」 官報に掲載してする
(準拠法の規定による公告)
○州で発行される○○○・ポスト紙に掲載してする
「会社設立の準拠法」 ○国会社法
「会社設立の年月日」 ○○○○年○○月○○日
「目的」
(イ) ○○の製造販売
(ロ) ○○の輸出入業及び仲買業
(ハ) 前各号に附帯する一切の事業
「発行可能株式総数」 ○○株
「発行済株式の総数並びに種類及び数」
「発行済株式の総数」 ○○株
「資本金の額」 ○○万米ドル
「役員に関する事項」
「資格」 取締役
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 取締役
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 取締役
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 代表執行役
「住所」 ○国○州○街○番地
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 日本における代表者
「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号
「氏名」 ○○○○
「登記記録に関する事項」 平成○○年○○月○○日日本における代表者選任

本国における代表者について、各国の実情に合わせて代表取締役又は代表執行役のいずれかの資格を記載してください(取締役又はこれに類似する者が代表権を有する場合には、代表取締役と記載し、取締役又はこれに類似する者が代表権を有せず、他に外国会社を代表する者がいる場合には、代表執行役と記載すること等が考えられます。)

- (注) 1 日本における同種の会社又は最も類似する会社の設立登記の登記事項に準ずる事項のほか会社法第933条第2項各号に掲げる事項を登記する必要があります。
- 2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

3 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

定款の訳文例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

定 款 (例)

第1条 当会社の商号は、〇〇である。

第2条 本店は、〇国〇州〇街〇番地にあり、居住代理人の住所及び氏名は、〇国〇州〇街〇番地〇〇〇〇である。

第3条 準拠法の規定による公告は、〇州で発行される〇〇〇・ポスト紙に掲載して行う。

第4条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (イ) 〇〇の製造販売
- (ロ) 〇〇の輸出入業及び仲買業
- (ハ) 前各号に附帯する一切の事業

第5条 当会社の授権資本金は、米貨〇〇万ドルで、1株の金額〇〇ドルの株式〇〇万株に分かつ。

第6条 当会社の事業開始に用いる資本金は、米貨〇〇ドルとする。

第7条 発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

〇国〇州〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇

第8条 当会社の存続期間は定めない。

第9条 当会社の株主は、額面金額の払込みをした後、会社債務の支払のため追徴されることはない。株主の個人財産は、いかなる程度においても会社債務支払のため取り立てられることはない。

第10条 法令に別段の定めのない限り、取締役会は、下記権限を有する。

- (イ) 当会社は、他の法人、株式会社、信託会社、組合又は個人が当会社の事業の一部の経営及び管理をなし、かつ、これに対する報酬の支払いにつき随意契約をなすことができる。
- (ロ) 〇国会社法の規定に基づき、取締役の員数は内規をもって定めるが、常に〇人以上とする。

...

第11条 当会社と債権者との間又は当会社と株主との間に和解又は調停の申立てがあった場合は、〇国〇州の衡平裁判所は、会社、債権者、株主又は同国会社法第〇条の規定に基づき、当会社のために選任される整理人又は同法〇条の規定に基づき、当会社のために選任される清算人の申請により、裁判所の指定する方法により裁判所の指定する方法により債権者又は株主総会の招集を命ずることができる。債権者又は株主の4分の3が和解、調停及び整理に同意した場合は、裁判所の認可を条件として、これら和解、調停及び整理は、債権者、株主及び会社を拘束する。

第12条 株主及び取締役は、内規に従い〇国〇州の内外において総会を開き、かつ、支店その他営業所を設置し、会社帳簿を保管する。

第13条 当会社は、定款の規定に基づき本定款を修正し又は、変更する権利を保留する。

本定款により株主に付与された一切の権利は、上記保留を条件として付与

されるものである。

下記3名等は、○国会社法第○条に基づき、当州の内外において営業をなすため一法人を設立する発起人であって、ここに本定款を作成し、その内容の真実であることを証し、次に署名した。

○○○○年○○月○○日

○○ ○○ (署名)

○○ ○○ (署名)

○○ ○○ (署名)

立会人 ○○ ○○ (署名)

○国○州において

○○○○年○○月○○日○国○州公証人○○○○の下に、前掲定款の作成者である○○○○、○○○○及び○○○○が出頭し、各自前記定款を作成したこと及びその内容が真実であることを承認した。

前掲日時において以下に署名する。

公証人 ○○ ○○ (署名)

(公証人職印)

○国○州長官官房において

○国○州長官である私○○○○ (氏名) は、下記事項を証明する。

前掲書類は、○○○○年○○月○○日午前○時、当庁に提出された○○ (商号) の定款の謄本である。

以上証拠のため○○○○年○○月○○日、次に署名し、○国政府印章を付した。

長官 ○○ ○○ (署名)

副長官 ○○ ○○ (署名)

(政府印章)

以上は訳文である。

訳者 ○○ ○○

宣誓供述書の訳文例

(一例です。会社の実情に合わせて作成し、本国領事等の認証を受けてください。また、その訳文も添付してください。)

証 明 書 (訳文)

私、現住所を○国○州○街○番地に有する○○○○は、ここに以下のとおり宣言する。

私は、○○(商号)(以下「当会社」という。)の最高責任者であり、本宣誓供述を行う権限を委任されている。当会社は、○○○○年○月○日に○国会社法に基づいて適法に設立され、その登録上の住所を○国○州○街○番地に有している。

当会社は、現住所を日本○県○町○丁目○番○号に有する○○○○を当会社の日本における代表者に選任した。○○○○は日本における当会社に係る登記申請について必要となるあらゆる権限を委任されている。

なお、当会社に関する詳細は以下のとおりである。

- (1) 資本金の額は○○○○米ドルである。
- (2) 発行可能株式数 ○○株
- (3) 発行済株式の総数 ○○株
- (4) 目的
 - 1 ○○の製造販売
 - 2 ○○の売買
 - 3 前各号に附帯する一切の事業
- (5) 当会社の代表執行役及び取締役の氏名及び住所は以下のとおりである。

代表執行役 ○○ ○○
○国○州○街○番地

取締役 ○○ ○○
○国○州○街○番地

取締役 ○○ ○○
○国○州○街○番地

取締役 ○○ ○○
○国○州○街○番地
- (6) 日本における公告の方法は、官報に掲載してする。
- (7) 準拠法の規定による公告は、○州で発行される○○○・ポスト紙に掲載してする。
- (8) 当会社の事業年度は毎年○月○日から○月○日までである。

○○○○年○月○日
○○○○(署名)

○○○○年○月○日、本職の面前にて宣誓を行った○○○○は、同人が○国○州○町○丁目○番○号に住所を有すること、同人は本書記載の○○(商号)の最高責任者であること及び当該会社の取締役会の授権に基づき、本書に署名を行ったことを供述した。

○○○○年○月○日
○国○州 公証人

〇〇 〇〇 (公証人の署名)

以上は訳文である。

訳者 〇〇 〇〇(印)

委任状の例

委 任 状

私は、〇県〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇をもって代理人と定め、以下の権限を委任する。なお、日本における代表者選任に関する通知書が日本における代表者に到達した日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日である。

- 1 当社の日本における代表者の選任について、日本における代表者選任の登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

(注) 原本還付を請求する場合に記載します。

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇国〇州〇街〇番地
〇〇 (商号)
日本における代表者
〇〇〇〇 (印) (注)

(注) 日本における代表者が登記所に提出する印鑑を押してください。

日本における代表者が外国人である場合には、印鑑の提出をしないこともできますが、その場合には、署名の上、署名が本人のものであることの本国官憲の証明書を添付してください。